

令和2年9月30日

社会福祉法人福生市社会福祉協議会
会長 秋山美左江

新型コロナウイルスによる感染症に対する社協が主催するイベント等に関する取扱方針の変更について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から「11月末までの催物の開催制限について」(令和2年9月11日事務連絡)が発せられたことから、令和2年2月27日に定めた「新型コロナウイルスによる感染症に対する社協が主催するイベント等に関する取扱方針」について、国、東京都、福生市等が発した方針を踏まえ、次の表のとおり変更する。

現行	変更後
<p>1 省略</p> <p>2 対応方針</p> <p>(1) <u>上記1に該当するイベント等については、市民の不安を払拭し、安全を確保することを前提とし、原則として、中止又は延期する。</u></p> <p>(2) <u>前号の規定にかかわらず、市内小中学校の卒業式など、実施日等の変更が困難なものについては、次の事項に留意し、感染リスクへの必要な対策を講じ、万全を期して実施する</u></p>	<p>1 省略</p> <p>2 対応方針</p> <p>(1) <u>上記1に該当するイベント等については、市民の不安を払拭し、安全を確保することを前提とし、国が発した「11月末までの催物の開催制限等について(令和2年9月11日事務連絡)」(以下「留意通知」という。)に従い、次の事項に留意し、感染リスクへの必要な対策を講じ、万全を期して実施するものとする。</u></p> <p><u>ア 屋内での十分な換気</u></p> <p><u>イ 接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染のリスクに応じた感染防止策</u></p> <p><u>ウ 感染者の来場を防ぐ対策</u></p> <p><u>エ 感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うこと。</u></p> <p><u>オ その他必要な感染拡大防止対策</u></p> <p>(2) <u>イベント等の人数上限、収容率等については、留意通知に基づき判断するものとする。</u></p>

<p><u>ものとする。</u></p> <p><u>ア 発熱等の症状がある人に参加を控えるよう、事前告知等の措置を講じ、要請すること。</u></p> <p><u>イ 咳エチケットの徹底や頻繁な手洗いなどの周知をすること。合わせて、正しい手洗い方法の普及啓発を行うこと。</u></p> <p><u>ウ アルコール消毒液を会場入口、会場内等、複数個所設置し、確実に参加者等に対して消毒を実施させること。</u></p> <p><u>エ 屋内イベント等では、定期的な換気を行うこと。</u></p> <p><u>オ 相互接触の機会を減らすとともに、対面での会話機会を極力避けるなど、実施内容等について、十分に配慮すること。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 適用期間 本方針の適用は、令和2年2月26日から<u>当分の間</u>とする。ただし、状況に応じて、期間を変更することができる。</p>	<p>(3) 省略</p> <p><u>(4) 上記(1)から(3)までの規定にかかわらず、感染の流行状況、万全な感染拡大防止対策が講じられないなど、感染拡大のおそれがあると認めるときは、当該イベント等については、中止又は延期とするものとする。</u></p> <p>3 省略</p> <p>4 適用期間 本方針の適用は、令和2年2月26日から<u>令和2年11月30日まで</u>とする。ただし、状況に応じて、期間を変更することができる。</p>
---	--

附 則

本方針の変更は、令和2年9月30日から施行し、同月19日から適用する。